

## 議案第66号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険料率等）</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,204円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,445円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,066円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,547円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,408円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,649円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の</p>	<p>（保険料率等）</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,528円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,034円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,287円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,298円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,056円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>71,562円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の</p>

3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者 94,131円

ア・イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者 108,612円

ア・イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者 123,094円

ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 144,816円

ア・イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者 166,539円

ア・イ [略]

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 191,882円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,723円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万5,343円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万3,445円とする。

5 [略]

#### 附 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第3

3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者 84,573円

ア・イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者 97,584円

ア・イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者 110,596円

ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 130,112円

ア・イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者 146,376円

ア・イ [略]

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 165,893円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,517円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,770円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,034円とする。

5 [略]

#### 附 則

5条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額について、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第1項から第4項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。